

華誠の法務ニュースレター

2024 年 02 月 第 38 号

華誠の動向

華誠知的財産権サービスチームが再び「2023 年度中国傑出知的財産権サービスチーム」を受賞
華誠の多くの分野と業務の精鋭が「2024 チェンバース大中華地区法律ガイド」に選出
華誠が上海市の「優秀商標代理機構」「優秀商標弁理士」など多くの栄誉を獲得

法律の動向

市場監督管理総局が事業者結合独占禁止コンプライアンスリスク提示メカニズムの完備に関する文書を公布
7 部門が未来産業のイノベーションの発展を推進する文書を公表

知的財産権

国家知識産権局が「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」等の規則を公布

会社商事

新たに改正された会社法が 2024 年 7 月 1 日から施行

ネットワークセキュリティとデータ保護

情報安全標準化委がクラウドコンピューティングサービスの安全能力評価方法について意見募集

訴訟と紛争解決

最高裁：1 月 29 日から内地と香港の裁判所が民商事事件の判決を相互に承認・執行

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの荣誉を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のパイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号：200031
電話：(86-21)5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト：www.watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビルD ブロック 5C
郵便番号：100027
電話：(86-10) 66256025
ファックス：(86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ルビル 18 階 A2 室
郵便番号：150010
電話：(+86)13936251391
E-mail: harbin@watsonband.com

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号：730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 干：
264000
電話：0535-4104160
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所：

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路 88 号 1 号棟 7 階 706 号
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州ハイテク産業開發区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街 269 号 27 棟 20 階 2001 号
電話：+86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

華誠知的財産権サービスチームが再び「2023 年度中国傑出知的財産権サービスチーム」を受賞	4
華誠の多くの分野と業務の精鋭が「2024 チェンバース大中華地区法律ガイド」に選出	4
華誠が上海市の「優秀商標代理機構」「優秀商標弁理士」など多くの栄誉を獲得	5

法律の動向

市場監督管理総局が事業者結合独占禁止コンプライアンスリスク提示メカニズムの完備に関する文書を公布	6
7 部門が未来産業のイノベーションの発展を推進する文書を公表	6
国務院が改正後の事業者結合申告基準の規定を公布	7
全国人民代表大会常務委員会が「刑法改正案（十二）」などの法律を採択	7

知的財産権

国家知識産権局が「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」等の規則を公布	8
-------------------------------------	---

会社商事

新たに改正された会社法が 2024 年 7 月 1 日から施行	9
市場監督管理総局が「会社法」登録資本登記制度の実行について意見を募集	9

ネットワークセキュリティとデータ保護

情報安全標準化委がクラウドコンピューティングサービスの安全能力評価方法について意見募集	10
情報安全標準化委が「情報安全技術 情報安全リスク管理指導」について意見を募集	10

訴訟と紛争解決

最高裁：1 月 29 日から内地と香港の裁判所が民商事事件の判決を相互に承認・執行	11
---	----

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠知的財産権サービスチームが再び「2023 年度中国傑出知的財産権サービスチーム」を受賞

2024 年 1 月 27 日、「第 14 回中国知的財産権新年フォーラム及び 2024 中国知的財産権管理者年次総会」が北京で盛大に開幕した。同日夜、今回の授賞式会場で「2023 年度中国傑出知的財産権サービスチーム」などの賞の最終結果が発表された。華誠知的財産権サービスチームは、ここ 30 年来の専門的なサービスと卓越したパフォーマンスにより、8 回目の「中国傑出知的財産権サービスチーム」という栄誉あるトロフィーを手にした。

「2023 年度中国傑出知的財産権サービスチーム」の選定活動は、知的財産権サービスチームの業務範囲と専門的特長を出発点とし、特別指標の格付けと総合的な取材報道を結びつける方式で、参加チームの総合的な実力を全方位的に評価し、新しい経済情勢の下で顧客に高品質、高効率の専門的なサービスを持続的かつ安定的に提供できる金メダルチームを選定するとともに、「傑出チーム」の模範的な役割を通じて中国の知的財産権サービス業界全体のレベルと能力の絶え間ない向上を促進することを目的としているとのことである。



華誠の多くの分野と業務の精鋭が「2024 チェンバース大中華地区法律ガイド」に出

2024 年 1 月 18 日、国際的に権威ある法律格付けガイドライン「チェンバース大中華地区法律ガイド」(Chambers Greater China Region Guide) は、最新の 2024 年度のランキング状況を発表した。華誠はこれまでの専門的なサービスの品質と良好な業界の評判により、同時に「知的財産権訴訟」「知的財産権非訴訟」及び「会社 / 商事 : 上海」の三大分野のランキングで、上位となり、華誠の高級パートナーの朱小蘇弁護士は 6 年連続「会社 / 商事 : 上海」分野の個人ランキングに入って着実に Band 2 に上昇し、同時に「破産 / 再編成」分野の個人ランキングにも入って Band 3 となった。華誠のベテラン弁理士である湯国華も再び「知的財産権非訴訟」分野の個人ランキングに選ばれ、up and coming ランキングの推薦を受けた。

チェンバース大中華地域ガイドは、チェンバース市場をリードするチェンバースアジア太平洋ガイドから生まれたもので、企業の法務、業務と法務チーム、個人ユーザー、および法律サービスを求めるその他の顧客に優秀な法律事務所と法律関係者を対象とした比類のない市場分析情報と洞察を提供している。

チェンバースの調査ランキングと評価は、チェンバースが専門とする調査アナリストチームが毎年行っている多くの電話インタビューやその他の各種調査から得られた極めて深い市場分析に基づいている。このような質の高い調査により、チェンバースは法律事務所と連携したことがある顧客からの直接のフィードバックや市場の現場の声に耳を傾けることができるため、調査結果とランキングには各法律事務所の実力と強みが十分に反映されている。



華誠が上海市の「優秀商標代理機構」「優秀商標弁理士」など多くの栄誉を獲得



2024 年 1 月 10 日、上海市商標ブランド協会商標代理専門委員会は会議を開き、2022 年度の「上海市優秀商標代理機構」「優秀商標弁理士（CN：優秀商標代理人）」の受賞機関及び個人、並びにこの 2 つの栄誉にノミネートされた機関及び個人を表彰した。

上海華誠知識産権代理有限公司はこれまでの商標代理分野における専門能力と傑出した業績により、再び「上海市優秀商標代理機構」の称号を獲得し、また、同社の弁理士である陳晨子と宦青がそれぞれ「上海市優秀商標弁理士」と「上海市優秀商標弁理士ノミネート」の栄誉ある証書を

授与された。

市場監督管理総局が事業者結合独占禁止コンプライアンスリスク提示メカニズムの完備に関する文書を公布

2024年2月7日、国家市場監督管理総局弁公庁は「事業者結合独占禁止コンプライアンスリスク提示メカニズムの完備に関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。

「通知」には次の具体的な活動措置が打ち出されている。1、シーンを豊富に提示し、提示の正確性を強化する。2、政策指導を強化し、オンラインとオフラインの連動を推進する、3、データ統合を強化し、デジタルエンパワーメントの潜在力を掘り下げる。そのうち、「通知」では、経営主体登記登録管理システムの持分変更登記及び新設合弁会社登記登録の段階で提示を行うことを基礎として、提示のカバー範囲を更に拡張し、国家企業信用情報公示システムにおける年度報告等の記入・報告のプロセス及び企業設立、政務サービス等の応用携帯端末を通じて、事業者結合の申告基準に達した経営主体に対して、ポップアップなどの形式で経事業者結合の申告義務及び法に基づき申告しなかった場合に生じる可能性のある法的責任を提示すると規定している。国家企業信用情報公示システム企業年度報告売上高データの利用を模索し、リスク提示等を的確に実施する。

国家市場監督管理総局 より

7部門が未来産業のイノベーションの発展を推進する文書を公表

2024年1月30日、工業情報化部など7部門は共同で「未来産業のイノベーションの発展の推進に関する実施意見」（以下、「意見」）を公表した。

「意見」では、2025年までに、未来産業の技術イノベーション、産業育成、安全ガバナンスなどが全面的に発展し、一部の分野は国際的に先進的な水準に達し、産業規模が着実に向上するとの見通しを示した。2027年までに、未来産業の総合的な実力が著しく向上し、一部の分野でグローバルなけん引を実現する。このために、「意見」では未来産業の全面的配置、技術イノベーションと産業化の加速、象徴的な製品の創出、産業主体の拡大など6つの重点任务を確立した。その中で、「意見」は先見的な計画構想を強化するよう指摘している。グローバルな科学技術イノベーションと産業発展のすう勢を把握し、未来の製造、未来の情報、未来の材料、未来のエネルギー、未来の空間と未来の健康の6大方向の産業発展を重点的に推進する。未来産業展望ステーションを構築し、人工知能、先進コンピューティングなどの技術を利用して潜在能力の高い未来産業を正確に識別・育成する。

工業情報化部 より



国務院が改正後の事業者結合申告基準の規定を公布

2024年1月29日、国務院は「事業者結合申告基準に関する規定（2024年改正）」（以下、「規定」という）を公布し、公布日から施行した。

「規定」は市場参入のハードルを下げ、事業者結合の制度的取引のコストを下げ、独占禁止監督管理・法執行の効果を高め、投資・買収を促進することを目的としている。「規定」では以下のように事業者結合売上高申告基準を高めた。1、結合に参加したすべての事業者の前会計年度の全世界合計売上高の基準を現行の「100億元超を上回る」から「120億元を上回る」に引き上げた。2、結合に参加したすべての事業者の前会計年度の中国国内合計売上高の基準を現行の「20億元を上回る」から「40億元を上回る」に引き上げた。3、結合に参加したすべての事業者のうち少なくとも2事業者の前会計年度の中国国内売上高の基準を現行の「いずれも人民元4億元を上回る」から、「いずれも人民元8億元を上回る」に引き上げた。また、「規定」は申告基準の実施状況を評価することを要求している。

中国政府網 より



全国人民代表大会常務委員会が「刑法改正案（十二）」などの法律を採択

2024年1月2日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は「刑法改正案（十二）」（以下「改正案」という）を採択し、2024年3月1日から施行する。そして「食糧安全保障法」を採択し、2024年6月1日から施行する。

「改正案」は合計8条で、そのうち4条は贈賄犯罪の処罰に関連し、3条は民間企業内部の腐敗犯罪の処罰に関連している。「改正案」では、次に掲げるいずれかの情状がある場合、厳しく処罰すると規定している。何度も贈賄し、又は複数人に贈賄した場合、国の職員が賄賂を贈った場合、国家重点プロジェクト、重大プロジェクトにおいて賄賂を贈った場合、職務、職級昇進、調整のために賄賂を贈った場合、監察、行政法執行、司法職員に賄賂を贈った場合。生態環境、財政・金融、安全生産、食品・薬品、防災・災害救助、社会保障、教育、医療などの分野で賄賂を贈り、違法・犯罪活動を実施した場合、違法所得を贈賄に用いた場合。

中国人大網 より

国家知識産権局が「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」等の規則を公布

2024 年 1 月 3 日、国家知識産権局は審議の上で「団体商標、証明商標の登録及び管理規定』（以下、「規定」という）及び「地理的表示製品保護弁法」を採択し、いずれも 2024 年 2 月 1 日から施行した。

「規定」は合計 28 条であり、主な内容には、立法趣旨の明確化、登録人と使用者に対する管理要求の強化、地名を含む商標の登録と正当な使用の規定の追加、商標運用の促進による公共サービスのレベル向上が含まれている。「規定」によれば、証明商標の登録を出願する場合は、主体資格証明書類、使用管理規則及び当該主体が有する又はその委託機関が有する専門技術者、専門測定設備等の状況を証明する証明資料を添付して送り、当該主体が当該証明商標の証明する特定商品の品質を監督する能力を有することを表明しなければならない。地理的表示を証明商標、団体商標として登録出願する場合は、当該地理的表示に表示された地域を管轄する県級以上の人民政府又は主管部門の承認文書を添付して送らなければならない。

国家知識財産権局 より



新たに改正された会社法が2024年7月1日から施行

2024年1月2日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議は決議の上で「中華人民共和国会社法（2023年改正）」（以下、「会社法」という）を採択し、2024年7月1日から施行する。

改正「会社法」は合計15章あり、会社登記、有限責任会社の設立及び組織機構、有限責任会社の株式移転、株式会社の設立及び組織等の内容が含まれている。「会社法」は有限責任会社の払込登記制を改善し、全株主が払い込む出資額は株主が会社定款の規定に従って会社の成立日から5年以内に全額払い込むこと、同時に、新「会社法」施行前に設立登記済みの会社で、出資期限が本法に規定する期限を超過する場合、法律、行政法規又は国務院に別途規定がある場合を除き、本法に規定する期限内に段階的に調整しなければならないこと、出資期限、出資額が明らかに異常である場合、会社登記機関は法により速やかに調整するよう要求することができることを明確にしている。

中国人大網 より

市場監督管理総局が「会社法」登録資本登記制度の実行について意見を募集

2024年2月7日、国家市場監督管理総局は「国務院による『中華人民共和国会社法』登録資本登記管理制度の実施に関する規定（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」という）を起草し、現在、社会から意見を募集しており、意見のフィードバックは3月5日が締め切りとなっている。

「意見募集稿」は、既に設立されて稼働している会社（CN：存量公司）に対する「3+5」の調整手配の実施、出資期限と金額が異常な会社の調整処理、情報の開示要求、仲介機関の規範化などの面から、会社の登録資本の登記管理について規定している。その主な内容は以下のとおりである。1、既に設立されて稼働している会社に3年間の移行期間を設けることを明確にしている。2、新設会社の出資期限の適用規則を明確にしている。3、登記機関の利便化サービスレベルの向上を明確にしている。4、出資期限、出資額が明らかに異常である場合の判定・処置方式を明確にしている。5、特定の会社に対する例外的な状況を明確にしている。6、情報公示の具体的な要求を明確にしている。

国家市場監督管理総局 より

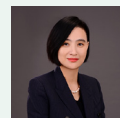
中国においての経営コンプライアンスに関する更なる法律情報をお知りになりたい場合や、経営コンプライアンスについてどんなご質問をお持ちの場合でも、どうぞ華誠にご連絡ください。多くの華誠のコンプライアンス担当弁護士が法律コンサルティングサービスを誠心誠意ご提供させていただきます。



錢軍亮

パートナー所長, 弁護士

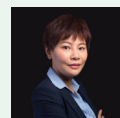
E-mail: Frank.qian@watsonband.com



吳月琴

パートナー, 弁護士

E-mail: Cathy.wu@watsonband.com



高澤

パートナー, 弁護士

Email: Ze.gao@watsonband.com

ネットワークセキュリティと データ保護

情報安全標準化委がクラウドコンピューティングサービスの安全能力評価方法について意見募集

全国情報安全標準化技術委員会は 2024 年 2 月 5 日、国家標準「情報安全技術 クラウドコンピューティングサービス安全能力評価方法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会を対象に意見を募集し、意見のフィードバックは 4 月 4 日が締め切りとなっている。

「意見募集稿」はクラウドコンピューティング環境における顧客情報と業務の安全を保障する際にクラウドサービスプロバイダが備えるべき安全能力を提起した。当該標準はクラウドコンピューティングサービスの安全能力の要求を一般要求、強化要求、高級要求に分け、強化要求と高級要求はその下位レベルの要求を補完し強化するものである。クラウドサービスプロバイダは、クラウドコンピューティングプラットフォーム上の情報の機微度と業務の重要性に応じて、適切な安全能力を備えていなければならない。以前と比べ、「意見募集稿」の主な技術的変化は次の通りである。1、本文書の範囲を修正した。2、総合評価を追加した。3、第 6 章から第 8 章までの具体的な評価方法を修正した。4、データ保護の評価方法を追加した。5、第 10 章から第 16 章までの具体的な評価方法を修正した。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会
より

情報安全標準化委が「情報安全技術 情報安全リスク管理指導」について意見を募集

2024 年 1 月 5 日、全国情報安全標準化技術委員会は「情報安全技術 情報安全リスク管理指導（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）を公表し、社会に向けて意見を募集しており、意見のフィードバックは 2024 年 3 月 3 日が締め切りとなっている。

「意見募集稿」は、情報の安全管理に関する指導を提供しており、これは組織の種類、規模、分野を問わず、すべての組織に適用される。「意見募集稿」は元の GB/T 31722-2015「情報技術 安全技術 情報安全リスク管理」を代替することを目的とし、以前と比べ、構造調整と編集集の変更を除き、主な技術的変化には「リスクシーン」の用語と定義の追加、「背景」の章と内容の削除、「情報安全リスク管理の過程」における反復的なリスク評価及び / 又はリスク処置の内容の変更、「情報安全リスク管理サイクル」の追加、「環境構築」の表現の変更など多くの内容が含まれる。

全国情報安全標準化技術委員会 より



最高裁：1 月 29 日から内地と香港の裁判所が民商事事件の判決を相互に承認・執行

2024 年 1 月 29 日、最高人民法院は「内地と香港特別行政区の裁判所の民商事事件判決の相互承認及び執行に関する取決め」（以下、「取決め」という）を発行し、即日施行した。

「取決め」によると、内地と香港特別行政区の裁判所の民商事事件にて効力が生じた判決の相互承認及び執行には本「取決め」を適用する。この「取決め」は、刑事事件において民事賠償に関して効力が生じた判決の相互承認及び執行にも適用する。「取決め」は、一部の婚姻家事案件、相続案件、一部の特許権侵害事件、一部の海事・海外貿易案件、破産（清算）案件、有権者資格確定案件、仲裁に関連する案件、その他の国及び地域の判決の仲裁裁定の承認及び執行案件等、8 種類の民商事事件の判決には当分適用しない。本「取決め」にいう「判決」とは、内地においては、判決、裁定、調停書、支払命令が含まれ、保全裁定は含まれない。香港特別行政区においては、判決、命令、判決命令、費用査定証明書が含まれ、訴訟禁止命令、暫定的救済命令は含まれない。

最高人民法院 より

